

一般社団法人ディレクトフォース 会員規約

令和7年10月10日

第1条（趣旨）一般社団法人ディレクトフォースの会員に関する事項は、この規約の定めるところによる。

第2条（会員資格）当法人の入会資格は、企業等での優れた経験と知見を有し、当法人の目的に賛同する者で、会員の推薦を得て代表理事と事務局長の面接を経て入会を認められた者とする。

第3条（活動）会員は以下に定める当法人の下記の社会貢献活動および事業活動に参加することおよび福利厚生制度を利用することができる。

1. 会員総会、講演・交流会、セミナー、勉強会、各種イベント
2. 本部活動（教育支援、企業支援、地域デザイン）
3. 部会活動、研究会活動、
4. 同好会活動

第4条（運営）

1. 会員活動の運営全体は代表理事が統括し、事務局長の指揮のもとで行う。
2. 年1回以上会員総会を開催し、活動状況を報告する。
3. 部会・研究会・同好会の運営は夫々の世話役により行われ、その活動状況はウェブサイトにて情報を提供する。

第5条（義務）

1. 会員は次の事項を遵守する義務を負う。
2. 当法人の基本理念が社会貢献であることを理解し、その実践に努めるため活動に積極的に参加する
 - （1）入会する会員は、入会金 20,000 円を納入する
 - （2）年会費（1～12 月）は、24,000 円（但し、年の途中入会の場合は 12 月までの月割額）を納入する地域組織等については別途定める

(3) 当法人が行う企業支援活動に参加従事する場合には、個別案件ごとに提示する支援業務委託条件に同意した上で、その条件を遵守して行うものとする

(4) 前項の同意なき会員の場合は、支援業務委託条件や支援報酬の適用を行わないことがある

第6条（個人情報提供）

1. 会員は、氏名・住所・連絡先を当法人に届け出るものとする。支援料等の支払いがある場合には振込先口座ならびにマイナンバーの情報を求めることがある。その他届出事項に変更があったときは、直ちに当法人に届け出るものとする。

2. 会員は前項の個人情報を、アカデミー活動および企業支援活動、地域デザイン活動の目的履行の範囲内で、対象の大学・団体・および支援対象企業地方自治体に対して提供することについて、同意するものとする。

会員の個人情報は上記以外の目的で、本人の同意なしに外部に提供されることはない。

3. 会員が死亡した時は、会員の相続人が速やかに届け出るものとする。

第7条（個人情報保護基本規程の遵守）

会員は、「DF 個人情報保護基本規程」に基づき、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、当組織の事業運営上取り扱う個人情報の保護に努めるものとする。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自らが暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」という）でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約する。

2. 会員は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。

第9条（退会・休会） 会員が退会もしくは休会を希望する場合には、書面で代表理事に届け出てその承諾を得ることとする。

書面が不可の時は、電子メール、電話等の手段にての意思表示を受け付けることがある。

支払い済みの年会費の精算は行わない。

会員の死亡は自動的に退会とする。

第10条（規約の適用）

1. 本規約は当法人の判断により変更することが出来るものとする。当該変更を行った場合は、当法人のウェブサイト、電子メール、書面、本部での備え置きその他の方法により、会員に対し通知し、会員の知り得る状態に置くものとする。

2. 前項の変更後に会員が活動に参加した場合は、会員は当該変更について承諾したものとみなされる。

以上

平成 26 年 10 月 3 日改定

令和元年 11 月 1 日改定

令和 2 年 1 月 1 日改定

令和 5 年 2 月 1 日改定

令和 7 年 4 月 17 日改訂

令和 7 年 10 月 10 日改訂